

## 第2回 TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会

日 時 平成27年10月1日(木)

10:00～11:00

場 所 富山県民会館611号室

### 1 開会

### 2 挨拶

(県新田部長)

みなさんお忙しいところ、第2回 TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会にご出席いただきありがとうございます。第1回会議を5月に開催したところですが、これまでに、TOYAMA Free Wi-Fiが県内30ヶ所で整備され、順次拡大を進めております。

本日は今後のTOYAMA Free Wi-Fiのさらなる拡大に向けた、条件の変更等についてご協議いただきたいということでもあります。あくまでこの協議会、利用者目線、ユーザー第一主義で議論を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞ皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(事務局)

本来であれば、ここで本日ご出席の委員の方々のご紹介をすべきところではございますが、時間の関係もございませうので、誠に恐縮ではございませうが、あらかじめお手元に名簿と座席表をお配りしてございませう、名簿、座席表をございませういただくことで、代えさせたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

また、本日の議事の内容につきましては、より開かれた県政を一層推進するため、後日議事録をホームページ等で公開することとしてございませうので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは会議に先立ちまして、改正前本協議会規約第7条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなつてございませうので、ここからは新田会長に進行を務めていただきたいと思ひます。それではよろしくお願ひいたします。

### 3 Wi-Fi整備に関する国の動向等について

(新田会長)

それでは、会議を進めたいと思ひます。本日の会議の終了時刻、11時目処ということですので、円滑な進行にご協力をお願ひしたいと思ひます。

それでは議論に入ります前に、本日総務省の北陸総合通信局の山中部長さんにお越しいただいてございませうので、まず国の動向等についてご説明いただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

(北陸総合通信局：山中部長)

おはようございます。総合通信局の山中でございます。よろしくお願いたします。

電気通信行政のご理解、ご支援のほどいただきまして誠にありがとうございます。先ほどお話しありました通り、私からは平成28年度の総務省の概算要求に係るもの、またWi-Fiの政策の動向につきまして、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料で資料1になります。Wi-Fi整備に関する国の動向というタイトルがついたものです。こちらは総務省が果たしますミッションとそのためのアプローチ、施策面などについて取りまとめて、8月末に公表したものでございます。これまでとの違いが、2013年に新藤大臣が、総務省ミッションということで最初策定し、社会情勢を踏まえまして、毎年策定されておりますが、今年、総務省ミッションが、地方創生と経済好循環の確立というところを中心に変わってきておりますので、それに沿ってアプローチも整理したという状況です。

このアプローチを予算要求に反映したものが、2ページ目になっております。今回の協議会関係で探究する所といたしましては、ミッションの1つ目の柱、地方創生と経済好循環の確立の1つ目の項目の地域経済の再生と財政健全化の実現というところになりますが、身近なところで、地域ICT基盤整備の中に観光・防災Wi-Fiステーションの整備事業、10億円あまりでございます。

5ページ目になりますが、前回も内容をご説明させていただいております。大きな変更はございませんが、皆様から使い勝手が悪いというようなご指摘をこれまでも頂いております。内容について、まだ具体的なお話しができる状況にはございませんが、補助の対象先やその他の要件について、できるだけ使い勝手がいいものができるよう、調整を進めていると聞いております。これ以外につきましてもICTまち・ひと・しごと創生推進事業などの関係も引き続き募集ありますので、ご活用いただければと思います。

最後のページになります。こちら今回初めての実施となりますが、公衆無線LAN事業の要望調査です。本省の方から全国にお願いして実施した結果で、実施に当たりましては、皆様のご協力を頂きありがとうございます。

北陸管内全体と富山県の結果をまとめておりますが、特段、突出した回答ではないというところが、表から見て取れるかと思っております。頂きました結果は、こちらの方で取りまとめまして、今後の事業内容等に反映していくということですので、引き続き情報がありましたら、提供させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、ペーパーの方ございませんが、Wi-Fiに関する国の動向です。地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会というのを、総務省の方で開催しております。4月にその報告がされたところですが、その中で地域や事業者を超えたWi-Fiの認証連携をするということで、事業者間の調整やミッション実験を通じて、実現を図るべく取り組んでいくというところがございます。

現状を本省に確認しましたところ、実証実験の方はまだちょっと着手できておらず、喫緊に着手するべく準備しているという状況でございます。事業者間の調整につきましても、利害関係があつて、調整が難航しているということですが、9月中くらいに何とか方向性を出したいとのことで、もう10月に入りましたので、一定の方向が見えてくるのではないかと聞

いているところでございます。引き続き情報ございましたら、提供させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### （新田会長）

はい、ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見等何かありますでしょうか。今日は概算要求のご説明ということでありますので、また引き続き情報提供等よろしく願いしたいと思います。

それでは協議事項に移りたいと思います。まずはTOYAMA Free Wi-Fiサービスの現状について、事務局から説明をお願いします。

## 4 協議事項

### (1) TOYAMA Free Wi-Fiサービスの現状及び提供方法の見直しについて（現状）

#### （事務局）

それでは事務局の方から説明をさせていただきます。資料2と資料3を利用しまして、ご説明をしたいと思います。

資料2ですが、TOYAMA Free Wi-Fiの現在の整備状況と今後の整備計画についてと書いてあります。こちら整備済み箇所と整備中の箇所について一覧にしておりますけれども、番号の22番以降が前回以降、新たにサービスを開始した箇所となっております。22番以降につきましては、上市町と小矢部市で多く箇所が追加になっております。その他、富山市の中でも2か所ほど追加となっているところです。先ほど部長からもコメントがありましたが、現在の整備済み箇所は30か所となっております。一方、今後完成する予定の整備中の箇所につきましては、ナンバーで31番から52番までということで、氷見市で14か所整備中とお聞きしております。これを全部含めると50か所を超えるというような予定となっております。

簡単に内訳を申し上げますと、まず31番、32番の方は、立山町内の観光地における整備ということになります。31番につきましては、立山室堂地区ということで、ターミナル周辺の屋外で、Wi-Fiが使えるよう、現在、防災・危機管理課と協力をして整備中でございます。32番の方につきましては、称名滝の称名平の休憩所、滝壺近くまでは今回出来ませんでした。休憩所辺りで整備中でございます。31番、32番共に、雪の降る前に整備を完了したいと考えております。

また33番から37番につきましては、ケーブルテレビ富山さんが、国の観光・防災Wi-Fiステーション整備事業で、県および富山市の補助を受けながら整備されている部分でございます。

内、県の関係につきましては、33番の富岩運河環水公園と34番の水墨美術館となっております。あと、38番の立山博物館は県単で発注の準備を今行っているところでございます。

39から52番は先ほど申し上げたように、氷見市における事業となっております。

繰り返しになりますが、※印の1つ目31番から37番と、39番から52番につきましては、先ほど山中部長さんの方からもご紹介のありました、観光・防災Wi-Fiステーションの整備事業において整備中です。その他、まだこの段階で公表までは至っていませんけれども、各市町村をヒアリングさせていただきました結果、6つの市と町でTOYAMA Free Wi-Fiの整備を検

討中と聞いております。

それでは資料の3番にお移り下さい。こちらの方はTOYAMA Free Wi-Fi普及に向けた周知広報の取組みということでご報告させていただきます。

まず1番目に県のホームページに掲載しましたというご報告です。TOYAMA Free Wi-Fiの概要及び整備済み箇所を記載した地図を作成しまして、情報政策課のホームページに掲載しております。外国語に対応したホームページにつきましても、現在、作成しているところであります。

2番目としましてはJAPAN. Free Wi-Fiの使用申請についてということでございます。外国人旅行者へ、公衆無線LANであるTOYAMA Free Wi-Fiが利用できる場所を周知することを目的としまして、JAPAN. Free Wi-Fiの使用申請を行いました。具体的には、この参考と書きまされた囲みの中にありますけれども、総務省と観光庁が連携しまして、主に外国人旅行者の為に全国の無料で容易に使えるWi-Fiについて登録をしますと、観光庁が開設しているWEBサイトに掲載されるというものでございます。今後順次調整の整った所から掲載されていくことになろうかと思っております。

(2)番としまして、こちらJAPAN. Free Wi-Fiにつきましては、同一のロゴマークがございまして、桜の入った日本を連想させるマークですけれども、例えばTOYAMA Free Wi-Fiのシールと並べて、それぞれの施設に貼っていただくという想定でステッカーを作成をすることとしております。

その他といたしまして、外国人が多い観光地のうち、TOYAMA Free Wi-Fi整備済み箇所につきましては、年度内に外国語対応済みのチラシを作成して配布することとしております。会員各位におかれましても、広報媒体を活用されますとか、県ホームページにリンクを設定されるといったことにより、積極的に普及、広報、周知に取り組んでいただければありがたいと存じております。それでは私からの説明は以上とさせていただきます。

#### (新田会長)

はい、ありがとうございました。それではせっかくの機会でありますので、今ほど資料2で説明ありましたけれども、新たにTOYAMA Free Wi-Fiサービスを開始された市町村の皆さんより、一言ずつで結構ですので、現状のご報告をお願いしたいと思います。

#### (富山市：当山情報企画監)

富山市でございます。簡単ですけど、先ほどの資料2に記載されておりました、現状整備済み場所とそれから今後整備予定ということで、若干ですが説明させていただきます。

平成26年度新幹線の開通に合わせまして、駅の総合案内所、とやま観光案内所、それから駅のバス・タクシーの案内所、この3か所には平成26年度に設置させていただいております。それから27年度に入りまして8月の図書館、キラリですね、これの開館に合わせてその設備の中にもアクセスポイントを設けさせていただいております。

それから今後の状況ですけれども、今後は、先ほど補助金の話がありましたけれども、補助金を使いまして今後予定している所は、城址公園、それから大手モールですね。大手モー

ルというのは国際会議場、市民プラザ辺りの所を今のところ想定しております。それからガラス美術館ですね。その4か所に関しては平成27年度の今年度の計画として、今あげさせていただいています。以上です。

**(小矢部市：池田課長補佐)**

小矢部市でございます。現在の整備状況、今後の取組みについてですが、小矢部市の方は今年度3か所整備をいたします。倶利伽羅源平の郷埴生口、宮島峡一の滝駐車場、稲葉山牧場の山頂休憩所ということで、市内の3か所の観光スポットに設置をしているところでございます。

今後の取組みにつきましては、現在、となみ衛星通信テレビさんのご協力をいただきまして、市内5か所に、試験的にFree Wi-Fiのスポットを設置しております。これらにつきまして、できれば今年度に検証を行いまして、今後TOYAMA Free Wi-Fiという形で整備するかどうか、方向性を決めたいと考えております。以上です。

**(上市町：松井主任)**

上市町では4か所設置しております。つるぎの味蔵、上市町観光協会案内所、上市町文化研修センター、上市町まちなか交流プラザ、以上4か所の設置になります。

今後の予定としては特に予定はなく、設置するかどうかも含めて、今後の検討課題かと思っております。以上です。

**(新田会長)**

ありがとうございました。それではこの他にも、先ほどありましたように、準備中の市町村や事業者さんもあると聞いておりますが、いくつか課題もありますので、そういった課題に対応するための見直し案を提議させていただきたいと思っております。

それでは事務局より協議事項のうち、提供方法の見直し、規約の改正等について一括で説明をお願いします。

**(1) TOYAMA Free Wi-Fiサービスの現状及び提供方法の見直しについて（提供方法の見直し）**

**(2) TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会規約等の改正について**

**(事務局)**

それでは、事務局の方から説明をさせていただきます。まず資料の4番をご覧くださいと思います。

1番にこれまでの経緯を簡単に記しておりますけれども、最初は富山駅周辺の整備から始まりまして、官民が連携して県内において外国人を含む観光客及び利用者がストレスなく無料で利用できる公衆無線LAN環境整備を推進するために、5月にこの協議会を設立させていただいたところでございます。今後TOYAMA Free Wi-Fiを全県的に普及拡大していくために、既にTOYAMA Free Wi-Fi以外の形でWi-Fi環境を整備しておられる自治体さんも多くありましたが、そういったところからの参画の可能性の検討をするという目的で、前回の協議会以降、

関係者の間で調整を進めてきたところでございます。今回、その内容も踏まえまして、見直しを行うということを提案させていただきたいと思っております。

見直し案といたしましては、TOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供形態について、新たにNTTブロードバンドプラットフォーム株式会社で運営される、クラウドサービスによる提供も認めることとしたいと思っております。

こうすることで、Wi-Fiサービスを提供する市町村や事業者さんとしましては、使用する機器の種類や認証サービスの種類の選択が可能になるということで、既存設備での提供ですとか、あるいは、これまで想定されていなかった機器でのサービス提供が可能になります。

下の方に小さい字で書いてありますけども、先ほど申しましたように、市町村等で先行して整備を進めておられたWi-Fiサービスについて、今後TOYAMA Free Wi-Fiに参画していただくということをご検討いただく場合に、できる限り不利益が生じないように、事務局の方で調整を図っていきたいと思っておりますので、その際は何なりとご相談させていただきたいということを想定してご提案するものでございます。

この新たな方式を追加した理由としましては、この新たなサービスを追加することによりまして、これまでよりも幅広い種類のアクセスポイントが利用可能になるということが挙げられます。このことから、すでにWi-Fi環境の整備がされている施設等が、TOYAMA Free Wi-Fiへの参画をしていただく場合に、機器調達を選択肢が増えるため、既存設備を流用して参画することができるということに重点を置いて、今回の提案に至ったところでございます。これを持ちまして、TOYAMA Free Wi-Fiの全県的な普及拡大が加速されればありがたいというふうに考えております。

続きまして、これに伴います規約等の改正も合わせて提案させていただいておりますので、資料5の方も続けて説明させていただきます。まず資料5-1の規約等の見直しの主なポイントでございます。

まず1の規約の見直しにつきましては、後ほど、説明をさせていただきます。協定書を締結した事業者の協議会への加入を明記することに伴いまして、暴力団関与の場合の協議会からの排除に関する規定を追加させていただく、といったような技術的な改正となっております。

2につきましては、協定書の見直しということで、今回NTT-BP社さんによるWi-Fiサービスの提供を認めることに伴いまして、サービスの要件等について、全面的に規程を整理するといったような方向での見直しになります。

①番としまして、TOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供にあたりまして、関係する事業者を以下のとおり定義して、それぞれが遵守すべき要件の整備をしたということでございます。まず1つ目の●（黒丸）にありますサービス設備提供事業者、これはサービス設備を提供する事業者ということで、TOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供するための、アクセスポイントを提供する事業者ということになります。具体的には、各ケーブルテレビ会社のほか、プロバイダが直接提供されるということも、場合によっては想定されると思っております。一方、次の認証サービスの提供事業者といたしますのは、これまでケーブルテレビ富山さんの方で担当させていただいておりますので、今回の提案させていただく内容では、NTT-BPさんもこちらの認

証サービスの提供事業者さんの方に入っていただくことになると思っておりますが、TOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供するための、認証サービスを提供する事業ということで、サービス設備提供事業者さんの大元になると言いましょいか、そういった立場の事業者でございます。これまでの協定書におきましては、このサービス設備提供事業者と、認証サービス提供事業者の守るべき事項が、混在して書かれていたことから、これを分離させていただくというのが大きな主旨でございます。

そして②番といたしまして、協定書を締結した事業者に協議会に加入していただくということを協定書内に明記させていただいたという点がございます。

続きまして、具体的な文言の説明に入りたいと思いますが、資料5-2は実際に改正した改正後の姿ですけれども、資料5-3の方で新旧対照表をつけさせていただきましたので、こちらをご覧ください。

まず、規約の方の新旧対照表ですが、第3条につきましては若干、定義方法があいまいな所がありましたので、記載方法を見直させていただいております。そして第4条につきましては、暴力団関与の場合の協議会からの排除ということを、新たに追加をさせていただいたということでございます。

次に資料5-4の方は協定書の案ですが、こちらの方も新旧対照表の方をご覧くださいければと思います。

新旧対照表は資料5-5です。こちらの方は上の方から順次見てまいりますと、定義につきましては、基本的に内容は変わっておりませんが、表記形態を変えた形となっております。その他、字句の修正を含めまして、5-5の下の方、下の新旧対照表と書かれたところから、TOYAMA Free Wi-Fiサービスの要件等と書かれた部分が始まります。こちらの方が、今回改正をさせていただく部分の大きな部分となっております。右側が旧の規定、左側が新の規定ということになっております。

新の規定におきましては、最初に定義というところを設けさせていただきまして、先ほどご説明をしました、サービス設備提供事業者ということと、認証サービス提供事業者ということで(1)、(2)で、その事業者の区分について定義をさせていただいておるところでございます。そして2からは、サービス設備事業者が遵守すべき条件となっております。裏の方いらっしゃりまして、3にいきますと、認証サービス提供事業者が遵守すべき要件というものが書かれております。

旧の規定を見ていただきますと、TOYAMA Free Wi-Fiサービスの要件ということで、(1)からずっと裏の方に行きまして(12)まで、さらに2として対応する端末、OS、ブラウザ、さらに3番として、アクセスポイント機器、バックホール回線、4としてTOYAMA Free Wi-Fiサービスへの接続というふうに書かれておりましたけれども、この旧の規定の1から4までの間には、認証サービスを提供していただく事業者の関連する事項と、今回新たに名前を設けました、サービス設備提供事業者に遵守していただきたい事項が、若干とり混ざっているような状況もございましたので、それを分別いたしまして、新の規定の2のサービス設備の要件と、3の認証事業者が遵守すべき要件に分けさせていただきました。

それでは新の方ですね、前回の説明の繰り返しにも一部なりますが、念のためにどうい

規定があるかということ、順番にご説明をいたします。新の方の2、サービス設備提供事業者が遵守すべき要件、(1)TOYAMA Free Wi-Fiサービスへの接続について、をご覧ください。まずアクセスポイント機器につきましては、あらかじめサービスの接続試験を行っていただきたいということ、これをアとして挙げております。イとしましてバックホール回線事業者は限定しないこと。ウとしましては、切れ目ないサービスを提供するため、次のいずれかの方向でTOYAMA Free Wi-Fiサービスに接続することということで、(ア)としましては、認証サービス提供事業者が提供する認証サービスに接続すること、(イ)としましては、ローミングサービス等により、TOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供できる環境を構築することということで、技術的な内容となっておりますが、それぞれサービス設備提供事業者さんとなつていただく事業者さんにおきましては、こちらの方から検討して選択していただくことになろうかと思ひます。

(2)としましては、TOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供についてということで、これは24時間365日、計画停止を除きまして接続できること、ということと。これはイとしまして、セキュリティ上の配慮になりますが、同じアクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスが禁止されていること、ということをお挙げさせていただいております。

そして3番目に認証サービス提供事業者が遵守すべき要件ということで、今回ケーブルテレビ富山さんと、今回新たに追加をお提案しているNTT-BPさんの方で、遵守していただくべき要件をお挙げさせていただいております。

まずTOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供についてということですが、アの国内のサービス事業者と契約していない外国人も含め、誰もが無料で利用できること、これが言つてみればFree Wi-Fiの基本ということになります。そしてイとしまして、SSID選択後、認証画面に表示される規約に同意するボタンをタップすることにより、これワンタップというふうに俗に申しておりますけれども、それによってインターネットに接続できること。ウとしましては、認証画面等は日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語に対応すること。エとしましては、協議会が指定するSSIDであるTOYAMA Free Wi-Fiを用いること。オとしましては、1回の接続は3時間として回数に制限がないこと。カとしましては、24時間365日接続できること。計画による停止や定期保守を除きます。キとしましては、災害発生時等の非常時には時間制限なく無料で使えるようサービスを解放すること。クとしましては、利用時にMACアドレスを取得すること。これはそれぞれの接続しているコンピューターのID、シリアルナンバーのようなものでありまして、これもセキュリティ上の配慮としまして、後々追跡が必要な場合に使えるようにということをございます。そして合わせまして、ケとしましては、一定期間接続ログを保管することで、追跡が可能となるということをお担保していただくこととしております。コとしましては、有害サイトのフィルタリングを行うこと。サとしましては、対応する端末、OS、ブラウザの列記をしております。そしてシとしまして、日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語に対応した利用者向けのわかりやすいマニュアルを作成することとしております。いずれも旧の規定の中に存在しましたものを2と3に分けて定義をさせていただきました。

そして4としましては、その他となりますけれども、(1)としましてサービス設備提供事業



者及び認証サービス提供事業者が遵守すべき要件について、会長がやむを得ないと認める場合はこの限りでないというふうに書いてありますけれども、実は旧の規定では、右上の方に3の(2)として、前項に該当しない場合で、会長がやむを得ないと認める場合はこの限りではないという規定がありました。4のFree Wi-Fiサービスへの接続だけではなく、その他の要件におきましても適用していく、今後いろいろな接続形態を考えていく中で、必要に応じて考えさせていただきたいというものでございます。

そして(2)につきましては、先ほど申しておりました協議会とTOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供に関する協定を締結する際は、協議会に加入することということで、ここに明記をさせていただいているということでございます。その他サービスを終了する場合の報告の追加やなど、報告様式、記載方法の見直し等を規定させていただきたいというご提案をしております。事務局からの説明は以上でございます。

**(新田会長)**

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今事務局が説明しました内容についてご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

今回NTT-BPさんが認証事業者に入られるということですが、NTTサイドの方で何かございますか。

**(NTT(株)富山支店：杉木ビジネス営業部長)**

西日本電信電話株式会社富山支店の杉木でございます。

弊社のグループ会社であるNTT-BP社のサービスを、この度こういう事業にするという形で、細かい検討をさせていただいてまいりました。TOYAMA Free Wi-Fiの拡大、発展に向けて、私もNTTも微力ながら尽力してまいりたいと思います。弊社ともどもよろしく申し上げます。

**(新田会長)**

では、中身についてはケーブルテレビ富山さん、今までいろいろやっていただいたわけですが、もし何かあれば一言お願いします。

**(株)ケーブルテレビ富山：春田専務)**

ケーブルテレビ富山の春田でございます。TOYAMA Free Wi-Fiを急速に普及させる必要があるということで、できるだけ制約を無くした方が、そして利用者目線で整備すべきだろうというふうなことで、我々も県さんと様々協議しまして、このような形がよろしいのではないかとということで、一緒にやっていくということになりました。

一つ申しあげますと、主旨の中にいろいろとあるわけですが、利用者目線で切れ目なくということがありまして、例えば富山駅前に弊社がサービスするTOYAMA Free Wi-Fiと、NTT-BPさんがサービスするFree Wi-Fiが混在しますと、少し切れ目なくというものが、少しだけなんですけど、不自由になるのではという点がちょっとありまして、そのこの所を實際進めるに当たって、NTT-BPさん、そして富山県さんともご相談させていただきながら、精一杯

頑張ってもらいたいというふうに思っております。以上でございます。

**（新田会長）**

ありがとうございました。それではその他、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

それでは特段のご意見ご質問等が無いということでありましたら、今回ご説明させていただきました事務局案について、ご承認をいただいたということで進めてよろしいでしょうか。

**（拍手）**

ご承認ありがとうございました。それでは本日の協議事項はすべて終了いたしましたけれども、せっかくの機会ですので、この際、議題とは関係のないことでも何かご意見、ご要望等あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

**（特に意見等なし）**

## 5 閉会

それでは、これを持ちまして、第2回TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会を終了したいと思います。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

**（事務局）**

事務局の情報政策課長の荻布でございます。本日は協議いただきましてどうもありがとうございました。

本日お認めいただきました新しい方式につきましては、それぞれ会員各位の皆様方に違った形で関係してくることになると思っております。既存のWi-Fiサービスを持っていらっしゃる事業者さんには、新しいサービスがどのような形態なのかということをご説明する必要がありますし、通信事業者さんの皆様に対しては、どのような形での認証サービスなのかということ、詳しくご説明する必要がありますと思っております。窓口の紹介等を含めまして、事務局よりご連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。